

会 議 録

会議の名称	令和2年度（2020年度）第1回豊中市男女共同参画審議会		
開催日時	令和2年6月30日（火）16時30分～19時		
開催場所	—	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課	傍聴者数	—
公開しなかった理由			
出席者	委員	倉垣千恵委員、西尾亜希子委員、中村誉彦委員、槇村久子委員、青竹美佳委員、宮前千雅子委員、山中京子委員、須河内優子委員、福井幾子委員、樋口佐代子委員、須戸裕治委員、古川博夫委員、佐藤哲也委員、浦耕太郎委員、山田正典委員	
	事務局	堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、工藤男女・多文化共生係長、廣田主事	
	その他		
議題	<p>(1) 男女共同参画施策推進にかかる市民・事業所意識調査について</p> <p>(2) 意識調査の分析班の構成について</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局による電話確認により開催した。</p> <p>※傍聴については、会議録の公開をもって傍聴に代えることとする。</p>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和2年度 第1回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和2年（2020年）6月30日（火）16時30分～19時

（電話確認）

【出席委員】

倉垣千恵委員、西尾亜希子委員、中村誉彦委員、榎村久子委員、青竹美佳委員、宮前千雅子委員、山中京子委員、須河内優子委員、福井幾子委員、樋口佐代子委員、須戸裕治委員、古川博夫委員、佐藤哲也委員、浦耕太郎委員、山田正典委員

【事務局】

堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、
工藤男女・多文化共生係長、廣田主事

【本審議会の開催方法について】

令和2年度（2020年度）第1回豊中市男女共同参画審議会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に議案を審議会委員に配付したうえで、案件についてのご意見・質問及び確認を書面及び電話で行うこととなった。

【傍聴について】

本審議会は、電話確認で開催しているため、委員のみなさまから回答いただく回答様式のとりまとめ及び電話確認によりいただいた意見等をふまえ、作成した会議録を公開することにより、傍聴に代えることとする。

案件1. 男女共同参画施策推進にかかる市民・事業所意識調査について

委員： 市民意識調査の質問項目では、言葉の表記において、「子供」と「子ども」が混在しているようですが、なにか意図があるのか。

事務局： 資料④では、本市と国、大阪府調査を比較している。「こども」の表記は特定の用語を除いて本市は「子ども」、国と大阪府は「子供」としておりそのままの記述にしている。本市の今回調査ではこれまでどおり「子ども」と表記する。

委員： 事業所意識調査において、「短時間勤務や在宅勤務など、柔軟な働き方」といった質問項目がありますが、今回の調査では、コロナの影響は加味されるのか。

委員： 新しい項目としてコロナの影響でライフスタイルが大変変わってきている。在宅ワークが進められ、今後その潮流が進むと考えられる。そこで、実態はどうであったか、その影響は（変化は）、良い点、困難な点、そうあってほしい点など、項目を作ってぜひ聞いてほしい。これにより男女でどう影響があったのか違いも分かる。新しい働き方、家族との関係も変わってくる。調査結果を発表すれば、ジェンダーの差、事業所の取り組み方の参考、今後の方向性の確認になるのではないかと。

委員： 今年度以降では今までの働き方が新コロナのためにガラッと変わるだろうと、国民みんなが感じて

いることだろうと思う。国民が自粛している間に児童虐待が急増していることや、テレワークが中小企業で67%にも進んだことなど、今までとは違った指標、考え方、取り組みをしていかなければならないのではないかと。とりわけ、子どもを抱える家庭の女性の負担は大きくなると予測される。今後、どのような支援があるべきなのか、そういうことも知りたいと思う。

委員：コロナで、何が問題でどうなっているのか今回だけの傾向なのか、今後どうなるのか現状把握して考えてほしい。

事務局：新型コロナウイルス感染拡大により働き方や雇用、生活環境をはじめとして社会状況が大きく変化している。今回の市民・事業所意識調査においてもその影響を把握できるようにしていきたいと考えている。資料④⑦での既存の質問項目案にてくみ取っていくのか、新たに質問項目を設けるのかについて検討していきたい。

委員：現在、非正規労働者が増え、特に子どもを養育している女性が働こうとするとパートしかない、賃金も、安く抑えられているなどの厳しい雇用状態になっていると思う。特に、増加しているシングルマザーに対しての、雇用状態や生活は、この豊中でも厳しいものになっている。シングルマザーの厳しい状況を変えていくことを意識したアンケート項目は、どの部分になるのか教えてほしい。政策は、今一番困っている人に手を差し伸べるべきだと思っているので、そういう意味で豊中に住んでいるシングルマザーに対して、何に困っていてそれを改善するためにどういう施策をしていくのかアンケートを通じて見えてくるような形が必要だと思っている。

事務局：ひとり親家庭等への支援は第2次豊中市男女共同参画計画改定版の基本目標 3「すべての人へのエンパワーメントを支援する、5さまざまな困難を抱える人々の自立支援」にて、「重点的に取り組む施策；ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。」として掲げている。ひとり親家庭等の意識や状況等についての調査はこども政策課が昨年度「ひとり親家庭の自立促進のための計画策定に向けたアンケート調査」を実施するとともに、「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画こどもすこやか育みプラン・とよなか」にて「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定している。今回の男女共同参画市民・事業所意識調査ではひとり親家庭等が抱える課題についての直接的な質問項目は設けていないが、来年度予定している次期計画にはひとり親家庭等への支援の重要性について引き続き盛り込んでいく。

委員：セクハラについての項目はあるが、受けた後どうしたかについての質問はない。これはどうしてか。去年すてっぷで、朝日新聞の記者がセクハラについて講演されて、その後のグループの話し合いで、ほとんどの人が何らかのセクハラにあっていたがそのままにしたという話ばかりだった。この事について、受けたらどうしたらいいかという項目は、DVにはあるのに、セクハラはありません。選択肢を示すためにも、その時どうしたか？という質問があるのではないかと。

事務局：セクシュアル・ハラスメントの認識・経験についての設問は平成27年度前回市民意識調査の間25にて設けている。近年「#MeToo」運動の広がりもあるが、被害を受けた方が相談窓口等に相談・通報しない（できない）ことは依然として社会的な課題となっている。被害を受けた市民の方がその後どう行動したか（できなかったか）、設問全体の調整を行い適切な設問を検討していく。

委員：豊中市の職員の中では、女性管理職の割合や組織の決定機関の男女比などは、どうなっているか。男女共同参画が進む施策や取り組みがされているのか。

事務局：本市職員の管理職の割合等については、第2次豊中市男女共同参画計画改定版にて成果指標を定め達成に向けて取組み、毎年発行する計画年次報告書にて公表している。平成30年度実績では女性管理職（課長級以上）は20.9%（目標24%）、組織の決定機関の男女比（審議会等の女性委員の割合）は30.3%（目標40%）となっている。

委員：アンケート内に、市民意識調査ではDV被害やセクシュアル・ハラスメント、LGBT等の相談窓口、事業所調査では女性活躍推進に関する支援相談窓口の案内を掲載し相談につなげられるようにしたらどうか。

事務局：ページ数の制約や掲載内容を考慮する必要がある。調査票シートへの記載を検討させていただく。

委員：日本の男性に権力が集中している現実を考えてもらう質問は問9しかないのか。

事務局：問9は各項目において男女が平等かどうかを聞いている。他にも案には入れていないが資料④の府調査の11P問2、16P問31が女性の参画が進んでいない現状を間接的に知ることができる設問ではないかと思う。どの設問を採用するのか、引き続き検討していく。

委員：無作為抽出にすると、どうしても比較的高齢の人たちの回答が増えてしまうように思う。（これまで他市の意識調査結果を見てもそのような傾向が見られる。）若い世代の回答を増やすため、どのような工夫が可能かどうかご検討いただきたい。

事務局：資料③でご説明しているとおり、若年層の回答数を確保するために前回平成27年度調査では一旦20代のサンプルを1,000人増やすことを検討したが、恣意的に特定の年代のサンプル数を増やすべきではないとの考えから全体で1,000人増やし計4,000人とすることになった。今回の調査では、WEB回答を導入することで若年層の回答数向上を図っており、同時に総サンプル数を元の3,000人にする案としている。

委員：調査対象者について、若者の回答を増やすために、Web回答の導入を検討されていることはとても良いことだと思う。一方で、前回の調査で対象者を16歳以上の市民について検討されながら、見送られたのはなぜか。若すぎるという判断があったのだと思われるが、JKビジネス（最近はJCビジネスも問題になっている）やSNSによる犯罪が増える中で、対象者の枠を広げても良いように思うが、難しいのか。可能であれば、今回の調査では16歳以上を調査対象とする方が、問題を把握する上では時勢に合っているように思う。

事務局：前回平成27年度の調査設計時、対象者を16歳以上に引き下げるかどうかを検討した。人権政策課が実施している、「人権についての市民意識調査」は対象年齢を16歳以上としているため検討したもの。検討委員からは16歳で質問内容を十分理解できるかどうか、回答に保護者が介入してくる懸念があるとの意見があり、また未成年に調査するときは保護者の同意が前提である点が課題となる旨が話し合われている。若年層からの回答を増やす手段として高校に配付し調査する方法も検討したが、確実に回収できる反面、市内の高校であっても全員が豊中市民ではない点が課題となったことから年齢の引き下げは見送られている。今回の調査では年齢を18歳以上としているのは、豊中市総合計画策定のための「豊中市市民意識調査」の対象年齢が18歳以上となっていること、また成人年齢が18歳に引き下げられる予定になっていることを理由としている。

委員：16歳以上の回答は、難しいと思う。私は、子どもに関わる仕事をしてきたが言語認識の面で、16歳の子に登用、昇給、就労支援、業績評価、などの言葉や質問の意図が、理解しにくい子が多いと思う。

委員：郵送の場合、若者の回答が集まりにくいことから、若者の回答を歓迎する旨を記した文章を添える

だけである程度の効果はあるかもしれない。調査実施上のバイアスになるようであれば慎重にならないが、問題ないなら、そのような工夫をしても良いように思う。

事務局：若年層からの回答を歓迎する文章を入れるかどうか、入れることでの若年層からの回答率向上の効果があるかどうか、またバイアスがかかるといったデメリットも含めて検討していく。

委員：若者への回答を歓迎するという表現をいれることは、回答に価値を付けるようで反対である。どの回答も、同じ価値を持つと思う。

委員：LGBT や外国籍の方たちの問題が見えにくい面があるので、それらの方たちの回答を得られるような調査実施にあたっての工夫や設問（自由記述式を含めて）があると良いかもしれない。

事務局：現在の案では性的マイノリティに関する設問は設けているが、外国籍の方の設問は設けていない。様々な設問設定について検討させていただく。

委員：外国籍の方への回答は、言語面について難しいと思う。日本語を取得されておられる方でも、話ができるが、読み書きは難しい方はたくさんいる。国によっての価値観も違うし、言語面でも、日本語と同じ意味の言葉がない言語、同じ言葉でも意味が違う言語はたくさんある。翻訳するにも多大な費用が掛かると思う。

委員：他市での職員へのヒヤリングからは、男性介護者による虐待が深刻であることを実感した。また、職員による介護支援のための家庭訪問時に、長年引きこもっている子ども（若年者から中年まで、特にさまざまな障害を持つ方）がいることが明らかになることが少なくなく、場合によってはそちらの対応の方が緊急性を要したということもあることがわかった。豊中市でも同様の問題が起きていることが考えられる。市民意識調査またはその他の方法で、実態把握ができれば良いように思う。すでに別の調査等でされているかもしれないが、本意識調査での設問が適切かどうか、また設問が可能かどうか、検討いただきたい。

事務局：高齢者虐待の実態については、長寿安心課が高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を実施している。本市においても虐待件数の増加や深刻化がみられ、取組みにより未然に防止することが求められている。引きこもり実態についての調査は、くらし支援課が平成 28 年度に「若い世代の生活に関する調査」を実施している。その中でひきこもり群（1.63%）、ひきこもり親和群（5.63%）がそれぞれ国調査と比較してほぼ同様であったことが確認できる。それぞれの実態・調査結果を参考に、次期計画を策定していきたい。

委員：ひきこもり、介護は別の問題なので、今回は見合わせた方がよいのではないか。

委員：資料⑦-1 の 2 ページの国の設問にあるように、「国は 2020 年までに議員・管理職のうち女性の割合を 30%と設定しているのを知っているか」、との項目を入れたらどうか。また（たぶん）達成できていないと思うが、達成できていない理由を問う質問を入れたらどうか。

事務局：国の議員・管理職の女性割合目標についての設問は習志野市が資料⑦-1 の 2 ページで聞いている。資料⑦-2 で示している本市の調査項目案では採用していないが、前後の質問も含めて設定するかどうか検討させていただく。

委員：委員の意見に賛成する。日本の男女平等ランキングが、153 か国中 121 位なので、とにかくアピール

する必要があると思う。

委員：市民の方の周囲にいる子どもへの啓発（小中学生からの啓発）についての質問をしてはどうか。

事務局：現在の案では子どもへの啓発の設問は設けていないが、資料④-2 の 7 ページ R2 問 25 に例えば「若年層からの男女共同参画に関する教育を充実させる」等の選択肢をいれることは可能かと思う。様々な設問設定について検討させていただく。

委員：回答の多い問に対しては答えがばらけるので、例えば3つまでとか複数回答にしてもらおう。またはすべてそうだと思うだけつけてもらうかどうか。

事務局：今回資料提供しています資料④⑦のもともとそれぞれの設問項目によっては複数回答としている設問もある。複数の調査票を横断的にまとめているため「〇つまで」といった文を各設問から省略している。それぞれの設問にいくつまで回答するか、経年変化を確認するため前回の調査項目を参考にして設定していく。

委員：同じ規模の都市と比較するなら分析の時に使うかどうか。

事務局：国・府及び他市との比較は今後の次期計画策定の参考になると考えている。調査結果のそれぞれの比較について行っていく方向である。

委員：資料④-2 は前回調査項目と比較のためと思うが、かなり古い感じがする。しかし人々はあまり変わっていないかもしれないとすれば、意味もあるか。

事務局：市民意識調査は経年変化を見ていくとともに、今回国・府の調査との比較ができるよう整理して案を作成している。新しい項目を入れていくかどうかについて検討していく。

委員：I T の関係の質問項目が抜けている。若年層、高齢層との違いや今後の学習の必要性も見えてくるのではないか。

事務局：ITに関する調査項目は現在の案では設けていない。様々な設問設定について検討させていただく。

委員：事業所意識調査で他市の質問にある、アンケートの回答者の選択は、集計上複雑になるかもしれないが、誰が回答したかの項目は、必要ではないか。

事務局：資料⑦-1 の 1P にて、東広島市がアンケート回答者を聞いている。回答者によって回答傾向が分析によって読み取れることも考えられることから、設問に盛り込めるよう調整していく。

委員：R2 問 6 の課題の列挙については、「女性には向かない仕事がある」などの、表現としては不適切だとしても敢えてストレートに役割分担意識の存在に焦点を当てるような聞き方も必要ではないか。

事務局：資料⑦-2 の 2P の R2 問 6 に、左記の選択肢も盛り込めるよう検討していく。

委員：R2 問 9 の質問の下から 3 番目「残業をいわず働き続ける人が評価される風潮がある」という表現は、言わんとする意味は理解できるが、経営者の立場からは真意が読み取りにくいと思われる。例えば「生産性に拘わらず長時間労働をする者が評価される風潮がある」とかの方がまだましなのではないか。

事務局：資料⑦-2 の 3P の R2 問 9 の左記選択肢は現在の案では採用していないものだが、この問全体を確認し、選択肢の文言を含めて整理していく。

委員：R2 問 20 で従業員 300 人以下という括りが出てくるが、他の設問でも、技術的な問題はあるかもしれないが、もう少し小規模の（10～20 人程度とか）単位と全体との違いが把握できると、意義があるようにも思う。

事務局：参考にした西宮市の設問は平成 29 年度調査だったが、その後令和元年に女性活躍推進法が改正され令和 4 年度から一般事業主行動計画の策定義務の対象がこれまでの 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大される。一方それ以降も 100 人以下の事業主は努力義務となるため、事業主によっては計画を策定していることも考えられる。設問の従業員数の規模について検討し変更させていただく。

委員：事業者の選別をどうするか。市内の業種分布を分析しその分布割合に比例した形で 1,000 件を割り振りすることはできないか。

事務局：事業者リストは H28 経済センサス-活動調査データから無作為抽出する予定で準備を進めている。抽出する条件を再確認し、より偏りない抽出ができるよう検討していく。

委員：事業者にも Web 回答を導入したほうが回答数が増えるのではないか。

事務局：今回の市民意識調査にて Web 回答を初めて導入します。事業所調査にも Web 回答導入は可能かと思うので、委託コスト等を確認し導入を検討していく。

委員：H27 問 12・問 13 が R2 案では削除されている点について、問 12 と 13 は高齢期の不安と生きがいについての問いであり、高齢期の生活に対する市民の考えを性別・年齢層別に収集するのに有用な項目ではないかと思う。R2 案で他の質問を増やす代わりに削除されたものかと推察するが、「資料② 9. 調査内容の⑤ 高齢期の生活について」の部分が不十分になるのではと思う。H27 調査回答で多数選択された選択肢を残してはどうか。

事務局：今年度市民意識調査票案を作成するにあたり、高齢期の生活についての設問はご指摘のとおり事務局で一旦削除している。他項目を取り入れる必要があったため、前回平成 27 年度の調査結果報告書内「V. 今回の調査からみえてきたこと」において当該質問・回答状況についての考察に触れていないためとしている。ただ、ご指摘のとおり高齢期の生活について全く触れないことは難しいのではないかと考えている。経年変化を見る必要性と適正な設問数とのバランスを考慮し、どのように質問を盛り込むのか検討していく。

委員：資料④-2 の R2 問 12 の選択肢の重複について、「(府) 能力評価（業績評価・人事考課など）」が追加されているが、③昇給や賃金水準、④昇進・昇格、管理職への登用と内容は異ならないと思う。適正判断という意図の場合も②仕事内容・分担が該当すると思います。類似の選択肢が多いと煩雑に感じ回答が避けられる懸念もあり、追加は不要ではと思う。

事務局：この設問案は令和元年度大阪府実施の「男女共同参画社会に関する府民意識調査」の問 11 と比較し、本市にはない選択肢を追加したものである。経年変化を見るため選択肢をそのままにするのか、大阪府との比較を行えるよう選択肢を増やすのかについて、今後検討していく。

委員：資料④-1 にて H27 問 28・問 29 が R2 案では削除されている点について、問 28 と 29 は女性活躍の推進された状態と女性リーダーを増やす際の障害を問うており、H27 調査との比較に重要な項目とします。選択肢がやや多いため、以下のように選択肢を絞って残してはどうか。

・問 28①女性の勤続年数が長くなる⑥女性の職種・職域が増える⑨リーダーの選定の際に性別を意識しなくなる⑩その他（ ）

・問 29②女性自身がリーダーを希望しない⑥⑦保育・介護・家事などに家族や公的支援が十分でない⑩その他（ ）⑨特にない

事務局： 前回平成 27 年度調査問 28・29 については、事務局案では削除となっているが、女性活躍推進への取組みは重要であると認識している。選択肢を絞りこむご提案だが、前回調査時間 28 では「②出産しても、子育て期間中でも仕事を続ける女性が増えること」「③退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」の割合が高く、また問 29 でも「⑥保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」「⑦保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」への回答割合が高くなっており、前回調査結果からは「女性の活躍」のためには他選択肢よりもまずは女性の就労の継続もしくは中断後の再就職の問題が重要であると市民が意識している結果が出ている。したがって問 28・29 の選択肢を設定・削除するのであれば一体的に行い、もしくは質問を設定するのであれば前回の傾向の変化も見ていく必要もあるため、選択肢を絞り込むことは難しいのではないかと現時点では考えている。今後も様々な設問設定について検討させていただく。

委員： 資料④-2 の R2 問 21 の選択肢の追加について、DV 経験者の相談先に関する設問だが、「ネットの相談コーナーなど」を加えてはどうか。ネット上の悩み相談の場へのアクセスは、公的機関の専門家への相談などよりもハードルが低いと思う。

委員： 資料④-2 の R2 問 21 の選択肢の追加について、「「ネットの相談コーナーなど」を加えてはどうか」に賛成する。

事務局： 資料④-2 の R2 問 21 に、左記の選択肢も盛り込めるよう検討していく。

委員： 資料④-2 の R2 問 31 の選択肢の追加について、LGBT の知識のない人も回答対象者であり「わからない」という選択肢が必要ではないかと思う。

事務局： R2 問 31 と問 32 は静岡市が平成 30 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の設問を参考にしている。問 31 案について静岡市の調査結果ではそう思う 27.7%、どちらかといえばそう思う 44.7%、どちらかといえばそう思わない 12.5%、そう思わない 8.4%、合計 93.3%が有効に回答しており、無回答は 6.7%となっていることから、「わからない」の選択肢は現時点では不要と考えている。

委員： 資料④-2 の R2 問 32 の選択肢の重複について、静岡市と比較する目的では案の通りでよいと思うが、選択肢を整理した方が回答しやすいのではと思う。具体的には、①⑨を「偏見差別がある（就職、仕事、待遇等）」、②⑤⑥「周囲の理解が得られない（家族友人に相談できない、カミングアウト後に態度が変化する）」、③⑧法整備が不十分（同性パートナーを配偶者と認めてもらえない）、⑦自認する性と異なる振る舞いの強要（服装、申請書への性別記入要求など）などにまとめてはいかかと思う。なお、⑦のトイレの例示については、男女別の設置しかない場所で体の性に一致する方を使用することを周囲に期待されることは、強要とまでは言えないと考えられるので、本調査の例示からは省いてはどうか。

委員： 私も委員ご指摘の選択肢の重複整理について賛成する。さらに、「③⑧法整備が不十分（同性パートナーを配偶者と認めてもらえない）」について「法整備が不十分（同性パートナーを配偶者と認めてもらえない、事実婚の状態にあっても配偶者がもつさまざまな法的権利を保障されない）などの記述を加筆して

かどうか。それか、もし項目を整理しない場合には、新たな項目として、事実婚の状態にあっても配偶者をもつさまざまな法的権利を保障されない。を加えてはどうか。

委員：委員の意見に賛成する。同性パートナーの法的権利が認められていないのは、おかしいということ認識してほしいので加筆が必要だと思う。

事務局：R2 問 32 についても、静岡市が平成 30 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の設問を参考にしている。静岡市の当該設問は「〇はいくつでも」として複数回答可としている。選択肢の数や整理すべき項目について、検討させていただく。

委員：資料⑦-2 の R2 問 10 の選択肢の追加について、事業所での家庭と仕事の両立支援を問う設問だが、「始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ」「半日・時間単位での有給取得が可能」を追加をご検討いただきたい。実際に実施された企業ではかなり早朝からの勤務が働きやすいという方も多数だった。家庭事情に沿った働き方ができるだけでなく、通勤ラッシュ緩和にも有用であり、社会的にも良い効果をもたらし得る制度だが、導入されていない事業所も多いと推察されることから、今回より調査に加える点についてご検討いただければと思う。

事務局：R2 問 10 の選択肢案は比較検討した他市すべてが設問を設定しており、その選択肢も多岐に渡っている。どの選択肢を採用し設問設定を行うのか、今後検討させていただく。

委員：資料⑦-2 の R2 問 14 の選択肢の整理について、男性従業員の育休取得期間が細かく分けられており、回答しにくいのではと思う。1 カ月未満、6 カ月未満、1 年未満、1 年以上の 4 つくらいにまとめてはどうか。

事務局：厚生労働省の雇用均等基本調査を見ると、男性の育児休業取得日数は 5 日未満が全体の半数以上と多数を占め、2 週間までを含めると 75% 近くになる。ご質問のとおりそれ以上の期間は少数となりある程度の整理が必要と考えられるが、逆に短い期間の取得で済ませてしまっている現状を浮き彫りにするためにさらに短期の選択肢が必要ではないかと考えている。選択肢の整理について、今後検討させていただく。

委員：資料⑦-2 の R2 問 24 設問について、問 24 で「人権問題がある」という前提で問うことは、事業所側にこれらの従業員を雇用した場合に対応を要求される問題を抱えた人物を想起させる懸念はないのかと思う。

事務局：R2 問 24 の設問案は平成 30 年度練馬区の調査票を参考にしている。左記のような懸念に対しては、市民意識調査の資料④-2 の R2 問 29 のように、「どの程度知っていますか」のような設問文も考えられる。設問文の表現について今後検討させていただく。

委員：資料⑦-2 の R2 問 25 の設問・選択肢について、福利厚生の適用について、問 25 で結婚祝金や家族手当を性的マイノリティに対する人権配慮の取り組みとの位置づけで例示しているが、業務を公平に評価してその対価としての報酬を支払うという観点から、配偶者を持つ従業員への家族手当等をなくしている大手の企業もある。独身者（LGBT ではない、結婚希望があるが独身の従業員）にとっては、子育てを前提にしない従業員への祝金や家族手当などの設定は、会社への貢献度が異ならないのに差別されている感情を持つ場合があるという点をふまえ、これらの手当を廃止するというのも、人権配慮への取り組みに当たるのではないかと思う。したがって「取り組みを実施しているか」と問うのではなく、「配偶者のある従業員と同等の福利厚生の適用が望ましいと思うか」などの設問で事業者の意識を問うてはどうか。

事務局：R2 問 25 設問案についても平成 30 年度練馬区の調査票を参考にしている。事業所が実際に取り組んでいる配慮等について聞いている設問となっており、回答では「取組みをしていない」が 76.0%と最も高く、LGBT の人権問題を知っているが取組みは行われていないことがわかる。また、「顧客が利用しやすい環境（トイレ等）を整備している」が 7.8%、「結婚祝金や家族手当、慶弔見舞等の福利厚生を適用している」が 5.1%、「従業員が利用しやすい環境（トイレ・更衣室等）を整備している」が 4.9%、「従業員の理解促進のための講習会や研修を実施している」が 4.4%と続いている。ご指摘の「望ましいと思うか」との問いになると実際の取組内容だけではなく希望や予定を含む設問になると考えられるため、実際の取組状況を把握する設問であることをふまえ質問内容を検討していくことを考えている。

委員：資料⑦-2 の R2 問 25 の設問・選択肢について、トイレ等の記載について、問 25 で人権配慮の取り組みとしてトイレ等の整備の例示があるが、トイレ改修によりかえって不便を強いられる場合もあり、適切な対応なのか疑問に思う。事業所内の従来のトイレの改修では広さの制限から個室数が減り、多人数の顧客に対応できない、あるいは、改修後の使用は避けたいという従業員の声もある。人権配慮のアピールに終わらないよう、この設問においては設備の改修を前提とするのではなく、当事者の要望をまず十分に事業所側が聞いているのかを問う設問としてはと思う。

事務局：上記質問 34 の同様に練馬区の調査票を参考にしている。トイレの LGBT の方への配慮は大阪市淀川区の「LGBT 支援宣言」でのレインボーマーク掲示を取りやめる事例もあり、当事者の方の声を聴く重要性が指摘されている。選択肢に「従業員のための相談窓口を設置している」も設けられているため、当事者の声を拾い上げる一定の仕組みがあるかどうかを確認できるようにはなっているが、適切な選択肢の表現について今後検討させていただく。

委員：配偶者からの暴力に対する認識についての資料④-1 問 2 2 について、今年について特別の事情として、コロナ禍での特別な環境の影響を問う項目を作るのはどうか。たとえば、これまで⑩までにあたる行為を受けたことがある人が、コロナ禍でこれまで以上にひどくなったということを問う項目、あるいはこれまでそのような行為を受けたことのない人が初めて経験したということを問う項目を加えるのはどうか。

事務局：この度の新型コロナウイルスによる社会状況や市民・事業者の意識の変容や影響を把握できるようにしていきたいと考えている。資料④-1 問 22 は配偶者からの暴力に対する意識について問う設問であり資料④-2 の R2 問 19 にて今回の調査においても引き続き設ける予定である。問 19 の選択肢の一つとして状況把握するのか、別に設問を設けるのかについて検討していきたい。

委員：資料④-2 の R2 問 19 および 20 の選択肢の追加について、分析の比較のために前回調査を踏襲する方針は理解しているが、この二つの問の項目をみると経済的暴力の項目が⑥だけのように思う。たとえば「充分な生活費を渡さない」「生活費や教育費などを補うために借金を強要される」など DV 相談ではよく出てくる暴力なので項目を加えてはどうか。

事務局：資料④-2 の R2 問 19 と問 20 は配偶者からの暴力に対する認識、それらの経験の有無についての設問となっている。どのような行為が配偶者暴力にあたるのか、暴力の各形態への認識を問う設問である。経年変化を見るため選択肢をそのままにするのか、または選択肢を増やすのかについて、今後検討していく。

委員：R2 問 22 「相談しなかった理由」の項目として、「相手の監視などが強く、相談機関に行くことや家から電話することがむずかしかった」を加えてはどうか。諸外国ではメールなどでの相談がすでに実施さ

れているが日本では公的な機関での対応として今回のコロナ感染症の外出自粛期に内閣府が初めてメールによる相談を開始している。この項目を入れることで相談の1つの阻害要因の明確化とそこから今後の相談方法のあり方を考察することできるのではないかと。

事務局：資料④-2のR2問22について、前回質問時は複数回答可（○はいくつでも可）としていた。ご指摘の選択肢案を盛り込めるよう検討していく。

委員：資料④-2のR2問29の設問の表現について、近年国連の組織などでは性的少数者の直面している問題を指摘する際用語としてLGBTに代えてSOGI（性指向と性自認）に関する問題という表現を使っている。まだ日本ではあまり広く認識されていない言葉だと思うが、次の5年後の調査を考慮するとなんらかの設問でLGBTとSOGIの言葉の認知を現時点で別々に聞いてはどうか。

事務局：R2問29はLGBTなどの性的マイノリティについての認知度を聞いている。SOGIについてはご指摘のとおり日本における認知度はあまり高くないかと思う。現状ではLGBTについても認知度は若年層ほど高く高齢層は低い傾向が他市の調査で明らかになっている。静岡市の調査ではこの設問について「言葉と意味の両方を知っている」と答えたのは全体では41.2%であり、10代・20代では63.8%に達する一方で70代以上では20.2%となっている。また、資料⑤にて調査した横須賀市と瑞浪市では、同様の設問の後にLGBTについて用語解説を挿入している。他委員からも相談窓口案内の掲載についてご意見をいただいているところであり、LGBTとSOGIについて用語の解説を調査票に挿入することも考えられるのではと思う。SOGIへの認知度を設問として設定可能か、また相談窓口案内と同様に用語解説にて記載するか、今後検討していきたい。

委員：「資料④-2のR2問30の記述について「自分の身体の性、心の性または性指向（同性愛など）に悩んだことがありますか」とあるが、性指向をもう少しだけ説明してはどうか「または性指向（性愛の対象がどのような人に向かうか、たとえば同性愛や両性愛など）」としてはどうか。

事務局：該当の設問は平成28年度横須賀市の「男女共同参画に関するアンケート調査」を参考にしている。当調査では「はい（悩んだことがある）」と回答した人が3.1%となっており（884人中27人）、一定数の市民の方が自身の性についての悩みを持っていることがわかる。ご指摘を設問文の反映できるよう検討していく。

案件2. 意識調査の分析班の構成について

委員15人のうち15人が「了承します」と回答されたため、「コラボレーション実践研究所（所長：山中京子委員）」を中心とした研究グループにて分析班を構成することを基本として調査設計及び分析を実施していくこととする。